

## 2010年6月市議会 請願

[請願第 2 号](#) 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求めることについて

[請願第 3 号](#) 県立高校の統合廃合について「所得税法第 56 条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求めることについて

[請願第 4 号](#) 「所得税法第 56 条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求めることについて

## 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求めることについて

【紹介議員：共産党】

子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まりました。

子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、年間15,000人以上が発症し、約3,500人が命を落とされています。子宮頸がんは性交渉時のヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因の一つであり、予防HPVワクチンが開発され、ワクチンで予防できる唯一のがんとして、性行動を始める前の10歳代の女生を対象としたワクチン接種により、将来的な子宮頸がんの発症数を減らすことが期待されるようになりました。

しかしながら現時点では、3回の接種に合計で約5万円前後の費用が必要となるため、対象とするすべての女性の接種が可能となるためには公的援助が不可欠です。

すでに世界では100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国30カ国で公費助成が行われています。日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。日本でも栃木県大田原市が学校で集団接種するなど、多くの自治体が独自の助成を開始しています。

大津市におかれましても、女性のいのちと健康を守るため、一日も早く公費助成をお願いいたしたく、次のことをお願いいたします。

### 請願項目

1. 大津市が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業について、公費助成等の支援を行うこと。
2. 子宮頸がんについて、定期接種対象疾患に位置づけるよう、国へ積極的に働きかけること。

請願者：滋賀民主医療機関連合会 ほか1団体

## 県立高校の統合廃合について

【紹介議員：共産党】

県教委は、「県立学校あり方検討委員会」の報告を受けて県立高校の統廃合計画案をつくっています。報告には「学校の廃止も含めた大幅な統合・再編の必要がある」とあります。さらに、学校の適正規模を「1学年4～8学級」から「1学年6学級～8学級」へと変えています。私たちは、今回の統廃合には、以下の重大問題があると考えます。

第1に、滋賀県から多くの県立高校がなくなることです。報告の「物差し」を当てると、46校のうち25校が統廃合の対象校になります。少なくても7校が、公私比率を見直し公立を70%に下げると、さらに5校が削減されます。

第2に、適正規模の高校を大規模化し学校の教育力を下げることです。大方の教育関係者は、子どもたちの発達にとっての適正な学校規模は「1学年5～6学級」だと考えています。「あり方検討委員会」の「報告」も「高等学校関係者への聞き取りによると、6学級規模が最も適切であるとする考え方が多く聞かれます」と述べています。その規模なら、担任が、自分が属する学年の全クラスの授業を担当し、生徒の生活や活動、つまづきや成長の状況を共有することができます。3年間を通しての教職員と生徒の関係の深さは生徒の発達にとって重要なことです。生徒自身が、学年や学校全体で自主的な活動をすすめる上でも有効です。県教委も、これまで「1学年4～8学級」を適正規模とし、これに学科や地域性などの諸条件を加味して、3学級や9学級以上の学校も認めてきました。1学年の学級数は、今後、2018（平成30）年度まで、ほぼ6学級で推移します。これは、ちょうど良い学校規模です。県教委は、「生徒減の多い地域がある」と説明します。しかし、平均7学級程度にすると、一方で、学科や地域性などの事情で4～5学級規模の学校を残す必要があります。そうすると他方で、8学級や9学級以上のマンモス校が残り増加することになります。

第3に、公立高校の数と募集定員が減らされると、希望しても高校へ入学できない子どもたちが一定数出てくる可能性があることです。公立高校の枠が狭くなり、格差と貧困の広がりの中で、私学への入学も難しい場合があります。

第4に、教職員の年齢層が中高年に偏ることです。学校・学級数が減ればその分教師が要らなくなり、新規採用が抑えられるからです。すでに、生徒の募集減による教職員の年齢構成の「高齢への偏り」が深刻です。2009年現在、全県で20代の教諭はわずか36人（1.8%）です。若いホームルーム担任やクラブ顧問がおらず、ある学校では、生徒が「うちの学校はおじいちゃん学校だ」と言います。若い教職員がいない学校は、思春期・青年期の子どもたちとつながる力が弱くなり、欠陥の学校です。

第5に、全県一学区の問題点がさらに深刻になります。地域の学校がなくなり通学の時間や費用が増えたり、地域と高校のつながりが薄れます。入試競争と学校の序列化がさらにすすみ、それは新たな統廃合の条件をつくります。

県教委は「子どもの減少」を統廃合の理由にします。確かに、この19年間で7,000人の子どもが減りました。しかし、1990年は、生徒が最も多くマンモス校がたくさんありました。体育館には全員が入れず行事や部活動で、みんなガマンしていました。2009年は生徒が最も少なく、学校はちょうど良い状態になりました。子どもの減少で学校がちょうど良い状態になったことを無視して、統廃合の理由にすることは一種のトリックです。

県教委は、「県の財政難」を理由にします。しかし、子ども一人当たりを使う県のお金は、全国の

44位～47位で、毎年最下位クラスです。県財政で見直すところはまだまだあります。

県教委は、他府県の「統廃合の進行」を理由にします。しかし、「滋賀県」は統廃合がすすんでいなくても、子どもの減少率が少なく学校規模は全国平均よりも大きいです。

いま、ほとんどの父母・県民が事態を知らないまま、子どもの未来を左右する重大な統廃合計画がつくられ実施されようとしています。すくなくとも、父母・住民の意見を踏まえた市町議会と教育委員会の意見を聞くべきです。

以上のことを踏まえて、下記のことを実行していただきますようお願いします。

#### **請願項目**

県及び県教育委員会が一方的に県立高校の統廃合をすすめないよう、滋賀県知事、県教育委員会に対して意見書を提出すること。

請願者：滋賀県公立高等学校教職員組合

## 「所得税法第 56 条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」 の提出を求めることについて

【紹介議員：共産党】

中小業者の経営危機はかつてない深刻さを増しております。私たち中小業者は地域に根ざし地域の人々と信頼関係を築き営業と生活が成り立っています。前政権がおし進めた構造改革で貧困と格差が広がり、「このままでは生業で食べていけない」「商売の展望がみえない」など危機意識を強めています。日本経済の中で大きな比重（99.7%）を占める中小企業・中小業者の経営と仕事が安定し、発展することを通じて、地域経済が活性化することが、切実に求められています。そのためには地域経済の一端を担い社会的、文化的にも大きな役割を果たす女性事業主や家族従業者がその能力を発揮し、地域の中で生き生きと働くことができる環境を整備することが必要です。

しかし、自営中小業者と共に働く家族従業者の労働に対しては、「居住者と生計を一にする配偶者、その他親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」と言う所得税法第 56 条があるため、どんなに働いても税法上その労働に見合った働き分（自家労賃）が報酬（給料（として正当に評価されず経費にすることが認められていません。

このような社会的にも経済的にも自立できない状況が、後継者不足に拍車をかけています。税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることが出来ますが、同じ労働に対して、青色・白色と差をつける制度自体が基本的人権を侵害しています。一人の人間としてきちんと人権を認めるべきです。

このことは、憲法第 13 条（個人の尊重）、14 条（法の下での平等）、24 条（両性の平等）、25 条（生存権）、29 条（財産権）などに違反しています。世界の主要国は「自家労賃」を経費として認めています。2009 年の国連女性差別撤廃委員会でも、所得税法第 56 条は時代遅れの家族従業者を差別する法律であることが明らかになっています。そこで、滋賀県内の業者婦人（女性事業主・家族従業者）が安心して生活と営業が出来るよう次のことを請願します。

### 請願事項

1. 一人ひとりの人権を守るため憲法や男女共同参画社会基本法に基づいて、家族従業者の労働に対する報酬を経費と認め、「所得税法第 56 条」を廃止すること。

（地方自治法第 99 条にもとづいて、関係省庁に意見書を提出されたい）

請願者：大津民主商工会婦人部